

ふじのくにフロンティア推進エリア計画策定事業費補助金に係る質問・回答

令和元年6月19日現在

No.	Q	A
1	<p>・計画策定事業費補助金は、推進エリア認定に係るヒアリングや事前協議の段階において活用可能となるのか。</p>	<p>・推進エリア形成のために必要な事業計画を策定する市町等に対して補助を行うものであることから、事業計画を策定する段階において活用が可能である。</p>
2	<p>・交付申請の期限と交付決定予定日はどのようなスケジュールか。</p>	<p>・補助金の採択申請書の提出から、交付決定までは概ね1ヶ月程度を見込んでいる。採択申請書提出にあたっては、事前のヒアリングを行うことが望ましいことから、活用を希望される場合は、早期に総合政策課まで連絡されたい。なお、単独市町が実施する推進エリア計画策定事業への補助金交付決定においては、市町が負担する分の予算措置が必要となる。</p>
3	<p>・本補助金は今年度限りか。来年度も補助金を継続するのか。</p>	<p>・今年度の活用状況等を踏まえ、来年度の制度の継続を検討する。</p>
4	<p>・協議会への補助金の交付は、協議会に直接交付か、もしくは一度市の会計を通すのか。</p>	<p>・協議会への補助金は、直接協議会へ交付する。</p>
5	<p>・計画策定補助金は年度内に同一市が単独型と連携型の双方で申請することが可能か。</p>	<p>・異なる取組であれば、単独市町の取組と複数市町の取組の両方において補助金申請が可能である。</p>
6	<p>・計画策定補助金の対象範囲について「新拠点区域の整備に係る調査」には可能性調査、測量、基本設計、実施設計のうちどの範囲までが含まれるか。 ・複数の新拠点区域整備の候補地があり、具体の整備箇所が定まっていないが、共通する資料作成や調査等において、計画策定補助金の活用は可能か。</p>	<p>・推進エリア計画の策定に係る具体の新拠点区域の調査として、基本設計やこれに係る測量等は補助の対象とするが、具体の事業実施段階となる実施設計やこれに係る測量については、エリア認定後の事業実施と位置付けているため、対象とならない。 ・事業箇所の具体性の無い可能性調査は対象とならない。</p>